

松浦市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成30年8月9日

松浦市監査委員 守山 秀利
松浦市監査委員 神田 稔

監査結果報告

1 監査の種別 定期監査

2 監査の対象 鷹島支所市民課

3 監査の期間 平成30年6月29日から35日間

4 監査の範囲及び方法

平成29年度（平成30年3月末まで）の財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係帳簿及び書類等を調査し、担当職員の説明を聴取。また現地調査を行うなどの方法により監査を実施した。

【着眼点】

- (1) 収入事務が適正に行われているか。
- (2) 旅費に関する諸帳簿が整備されているか、違法な支出がないか。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 備品保管簿等備付諸帳簿がきちんと整備されているか。

5 監査の結果

今回の監査の結果、事務処理について次のとおり不備が見受けられたので十分注意の上、適正に処理されるよう要望する。

(1) 文書件名簿について

- ・ 収受した文書の日付を記載していないものが多数見受けられた。
- ・ 依頼文書を受け取った時に受付をせず、処理するときに文書件名簿に記載したものが見受けられた。
- ・ 日付が前後した記載が見受けられた。
- ・ 訂正印のないものが見受けられた。

(2) 文書発送簿について

- ・ 数量の記載誤りが見受けられた。
- ・ 単位の記載誤りが見受けられた。

- (3) 備品と備品データの管理状況について
 - ・ 平成30年1月の消火器購入に併せて処分したという有効期限切れの消火器が登録されたままであった。処分するときは、会計課への報告が必要。早急に処理をされたい。
- (4) 被服貸与簿について
 - ・ 人事異動で移管された分が、所属・職名の訂正がなされていなかつた。
- (5) 郵便切手受払簿について
 - ・ 郵便切手等の現物確認をしたところ、受払簿に登載されていないものが確認された。早急に登載されたい。
- (6) 時間外等勤務命令について
 - ・ 職員の振替勤務分を人事係に提出していないものが見られた。
 - ・ 嘴託職員に振替勤務を命じていたが、その勤務時間が通常より長い上に休憩時間の記載もなかつた。
- (7) 出張命令書（控）について
 - ・ 他課の予算で出張した分で、出張命令書の控がないものが見受けられた。
 - ・ 支所長の出張で、職名を課長とし、支所長で決裁したものが見られたが、同一人物なので、課長として出張したという確認できるものが必要。
- (8) 市内出張命令簿について
 - ・ 訂正印漏れが見受けられた。
 - ・ 不用な決裁欄に斜線がなかつた。
 - ・ ボールペン等で書くべきところを、鉛筆書きしているものが見受けられた。
- (9) 出張復命書について
 - ・ 出張復命書が1件もなかつたが、出張命令書の控で確認した中には、口頭復命でなく、文書で復命すべきものが見受けられた。
- (10) 委託業務契約事務について
 - ・ 見積依頼書に文件番号が入っていないなかつた。
 - ・ 文書件名簿に記載のないものが見受けられた。
 - ・ 契約書の契約締結日が空欄のものがあつた。
 - ・ 日付の抜けた見積書を受理していた。
 - ・ 起案文書に、文件番号・施行年月日・課名のないものが多数見受けられた。
 - ・ 簡易決裁を受けるのに、供覧印・受付印を別紙に押してステープラ一留めしていた。文書に直押しか、直貼りすること。

(11) 修繕関係について

- ・ 契約書、完成確認書を業者に渡すのが遅すぎるものがあった。

(12) 公有財産の使用許可について

- ・ 起案文書に決裁印の押印漏れが見られた。
- ・ 起案文書に文件番号、施行年月日の記載がないものが見られた。
- ・ 起案文書の供覧が必要でない人のところに斜線が引かれていた。

(13) 指定管理に係る協定書について

- ・ 数枚からなる協定書がばらばらの状態で保存されており、いつでも内容を差し替えられる状態になっていた。
- ・ 起案文書に文件番号、施行年月日の記載がなかった。

(14) その他について

- ・ 昨年の行政監査の指摘事項のその後の状況について
松浦地区連合防犯協会鷹島支部について、支出後の確認を6月総会時についているとの変更があったのみ。通帳と印鑑の保管場所や、同一人管理について、直ぐに見直せるものについては、積極的に見直し、会計事務規定を整備すること。また、可能な限り外郭団体への管理移管に努められたい。
- ・ 現地視察で確認した施設については、どこも適切に管理されていた。中通地区多目的集会所の屋根の塗装が剥げていたので、雨漏りはないという事であるが、注意されたい。

6. 改善措置の状況通知について

本公表の指摘事項について、その改善措置の状況及び結果を平成30年8月24日(金)までに文書により報告されたい。